

品川区融資あっ旋制度資金一覧

(利率は平成29年4月1日現在のものです)

	制度資金名	資金用途	あっ旋限度額	利率		返済期間 (うち据置月数)
				本人負担	表面[利子補給]	
1	小規模企業特別事業資金 <小口零細企業保証制度>	設備/運転	1,250万円	3年目まで 無利子 4年目以降 0.2%以内	1.6%以内 [3年目まで 1.6%] [4年目以降 1.4%]	5年以内(6か月)
2	事業設備資金	設備	3,000万円	0.6%以内	1.8%以内 [1.2%]	7年以内(6か月)
3	事業運転資金	運転	2,000万円	0.6%以内	1.8%以内 [1.2%]	5年以内(6か月)
4	経営支援資金 <5号認定必要型> (※2)	設備	2,500万円 ※ただし 運転の場合は 1,500万円	3年目まで 無利子 4年目以降 0.2%以内	1.6%以内 [3年目まで 1.6%] [4年目以降 1.4%]	7年以内(6か月) ※ただし 運転のみの場合は 5年以内(6か月)
		設備/運転 (併用)				
		運転				
5	経営安定化資金 <5号認定必要型> (※2)	設備/運転	3,000万円	0.6%以内	1.8%以内 [1.2%]	10年以内(12か月)
6	事業承継支援資金 新規	設備/運転	2,000万円	3年目まで 無利子 4年目以降 0.6%以内	1.8%以内 [3年目まで 1.8%] [4年目以降 1.2%]	7年以内(6か月)

※1【責任共有制度とは】 従来、原則100%保証であった保証付融資について、一部の保証を除き、金融機関が一定のリスクを負担し、信用保証協会と金融機関とが連携して適切な中小企業支援を行えるようにした制度のことです。責任共有制度が導入された平成19年10月以降は、原則として信用リスクの80%を信用保証協会が保証し、残りの20%を金融機関が負担することになっています。ただし、特定の保証については責任共有制度の対象外となり、信用保証協会の100%保証となります。品川区融資あっ旋制度においても、責任共有制度の対象となる制度と対象外の制度があります。

	制度資金名	資金使途	あつ旋限度額	利 率		返済期間 (うち据置月数)
				本人負担	表面 [利子補給]	
7	拡充 事業活性化資金	設備／運転	4,000 万円	0.6%以内	1.8%以内 [1.2%]	7年以内 (6 か月)
8	商店街活性化資金	設備／運転	1 億円	0.2%以内	1.8%以内 [1.6%]	10年以内 (12 か月)
9	拡充 団体事業資金	設備／運転	3,500 万円	0.6%以内	1.8%以内 [1.2%]	7年以内 (6 か月)
10	ワークライフバランス 企業支援資金	設備／運転	1,000 万円	0.2%以内	1.8%以内 [1.6%]	7年以内 (6 か月)
11	環境対策資金	設 備 区内に導入 するものに限る	1,500 万円	0.2%以内	1.8%以内 [1.6%]	7年以内 (6 か月)

※1【責任共有制度とは】 従来、原則100%保証であった保証付融資について、一部の保証を除き、金融機関が一定のリスクを負担し、信用保証協会と金融機関とが連携して適切な中小企業支援を行えるようにした制度のことです。責任共有制度が導入された平成19年10月以降は、原則として信用リスクの80%を信用保証協会が保証し、残りの20%を金融機関が負担することになっています。ただし、特定の保証については責任共有制度の対象外となり、信用保証協会の100%保証となります。品川区融資あつ旋制度においても、責任共有制度の対象となる制度と対象外の制度があります。

保証料 補助率	責任共有制度 (※1)	対象・資格
1 / 2	対象 (原則)	<p>1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、資金使途が下記①～④のいずれかに該当すること</p> <p>① 大型店対策等のための店舗改装や、工場の移転など ③ 新製品・新技術の開発 ② 事業の多角化 ④ その他、経営の合理化や生産性の向上を目指したIT化</p> <p><ご利用の際の注意点></p> <p>① 事前に商工相談員による経営診断、現地調査を行います。 ② 紹介状は後日発行となります。</p> <p>※9・10ページの〈申込みに必要な書類【全資金共通】〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。</p>
2 / 3	対象 (原則)	<p>1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、資金使途が下記①②のすべてに該当すること</p> <p>① 商店街組合等が地域の商業環境を改善するため、施設等の設置または改善するものであること ② 商店街の活性化を図るものであること</p> <p><ご利用の際の注意点></p> <p>① 通算のあつ旋限度額が1億円となります。同資金を完済または返済中の場合は「1億円-既に融資を受けた合計額」が申込み限度額となります。 ② 紹介状は後日発行となる場合があります。</p> <p>※9・10ページの〈申込みに必要な書類【全資金共通】〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。</p>
なし	対象 (原則)	<p>1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、下記①～③のいずれかに該当すること</p> <p>① 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の中小企業団体（信用協同組合を除く） ② 商店街振興組合法の商店街振興組合または商店街振興組合連合会 ③ 企業の共同化など企業の近代化を図るものと認められる団体</p> <p><ご利用の際の注意点></p> <p>① 資金使途は、共同事業に必要な品川区内の施設等の新設または改善を目的とする場合に限りします。 ② 2回目以降の申し込みの場合、前回利用した融資が完済していること。 ③ 紹介状は後日発行となります。</p> <p>※9・10ページの〈申込みに必要な書類【全資金共通】〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。</p>
2 / 3	対象 (原則)	<p>1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、下記①②のすべての条件を満たす方</p> <p>① 次世代育成支援対策推進法第12条第4項の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出ていること ② 一般事業主行動計画に定めた施策を実行していること、または実行するための準備を行っていること</p> <p>※9・10ページの〈申込みに必要な書類【全資金共通】〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。</p>
2 / 3	対象 (原則)	<p>1ページの「ご利用できる方」に該当し、かつ、資金使途が下記①～⑥のいずれかに該当すること</p> <p>① 公害防止のための設備導入、既存設備の改善（品川区環境課が現地調査を行います） ② 低公害車の導入 ③ ISO14000シリーズの認証取得、維持 ⑤ アスベストの除去など（分析業者によるアスベスト分析が必要） ④ 省エネルギー・リサイクル設備の改善・導入 ⑥ その他環境関連設備の改善・導入</p> <p><ご利用の際の注意点></p> <p>紹介状は後日発行となる場合があります。</p> <p>※9・10ページの〈申込みに必要な書類【全資金共通】〉のほかに別途必要書類があります。詳細はお問い合わせください。</p>